

原因究明調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した案件

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A200800656 平成20年9月19日(静岡県) 平成20年10月1日	電気冷蔵庫	(火災) 当該製品を置いている物置から出火する火災が発生した。	<p>○当該製品はコンプレッサーがある下部から焼損した痕跡が認められた。</p> <p>○コンプレッサーに付属する始動リレー及びオーバーロードリレーのリード線に熔融痕が認められたが、一次痕、二次痕の判別はできなかった。</p> <p>○当該製品は、調査の過程で廃棄されていた。</p> <p>●事故原因は、当該製品下部にあるコンプレッサーに付属する始動リレー及びオーバーロードリレーのリード線がショートし、出火したものと推定されたが、当該製品は既に廃棄されており、製品起因か否かも含め原因の特定はできなかった。</p>	
2	A200800689 平成20年9月23日(愛知県) 平成20年10月9日	電気冷蔵庫	(火災) 当該製品周辺が燃える火災が発生した。	<p>○当該製品は焼損が激しく、樹脂部分は全て焼失していた。</p> <p>○背面下部のコンプレッサーやコンプレッサーに付属する始動リレー、オーバーロードプロセッサ等電気部品には出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○電源コードは回収されておらず確認できなかった。</p> <p>●事故原因は、現場状況から、当該製品付近から出火したものと考えられるが、焼損が著しく、確認できない電気部品があるため、製品起因か否かも含め、原因の特定はできなかった。</p>	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
3	A200800998 平成20年12月17日(大阪府) 平成20年12月24日	エアコン	(火災・重傷1名) 火災が発生し、1名が重傷を負った。火災現場に当該製品があった。	<p>○当該製品は全体が焼損しており、外郭樹脂が焼失していた。</p> <p>○当該製品内部の電気部品、内部配線に熔融痕等の出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○電源コードは途中で断線しており、断線部に熔融痕が認められたが、一次痕であるか二次痕であるかの特定はできなかった。</p> <p>●事故原因は、当該製品の電源コードに熔融痕が認められたが、一次痕であるか、二次痕であるかの特定はできなかったことから、出火元は不明であり、製品起因か否かも含め原因の特定はできなかった。</p>	使用約6ヶ月
4	A200801008 平成20年12月12日(埼玉県) 平成20年12月25日	電気毛布	(火災) 当該製品のスイッチを入れたまま外出したところ、当該製品の周辺が焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品はヒーター部分(毛布)がほぼ焼失していたが、電源プラグと本体側コネクタとの間にあるコントローラ部分の外郭は焼損せずに残存していた。</p> <p>○ヒーター線は被覆が焼損して絡まり、数カ所断線した状態になっており、毛布近傍のヒーター線は感熱線と短絡していた。</p> <p>○基板上の温度ヒューズが溶断していた。</p> <p>○当該製品は、調査の過程で廃棄されていた。</p> <p>●事故原因は、長期使用(約23年)により、ヒーター線が絡み合っていたことと、ヒーター線の絶縁被覆が劣化していたため、温度ヒューズが溶断し通電が停止する前にヒーター線間で短絡が生じ、その火花が毛布に出火したものとして推定されたが、当該製品は既に廃棄されており、製品起因か否かも含め原因の特定はできなかった。</p>	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
5	A200801014 平成20年12月4日(香川県) 平成20年12月26日	電気フライヤー	(火災) 電源を入れたまま放置していたところ出火した。	○当該製品の本体胴部の外側にはタール状になった油の付着が認められたが、鍋セットの内側には油の付着は認められなかった。 ○当該製品は、温度調整ツマミ、電源端子板及び操作パネル等の樹脂部が焼失していたが、内部の電気部品等には出火の痕跡は認められなかった。 ○油温調節用サーモスタットの接点に荒れが認められたが、動作温度には異常は認められなかった。また、温度ヒューズは溶断していなかった。 ●事故原因は、当該製品のサーモスタットの一時的な接点溶着等により油が過熱して発火した可能性が考えられたが、温度ヒューズに異常は認められず、当該製品の使用状況等も不明であることから、製品起因か否かも含め原因の特定はできなかった。	
6	A200801015 平成20年11月3日(奈良県) 平成20年12月26日	照明器具	(火災) 当該製品付近から発火し、下の敷物が焼損した。	○当該製品は蛍光灯をセットするためのランプホルダーと本体とを接続するコネクタ端子周辺の樹脂が変色し、一部炭化しており、コネクタ端子の接触金具にスパーク痕が認められ、接触金具間の間隔が広がっていた。 ○基板のコネクタ部分及びランプホルダー内の32W側ピン受け金具近傍のパターン銅箔が焼失していた。 ●事故原因は、当該製品のランプホルダーと本体とを接続するコネクタ端子が、部品不良やランプ交換時にコネクタ端子に異物が挟まったこと等により接触不良が生じ異常発熱し、出火したものと推定されたが、使用状況が不明であり、製品起因か否かも含め原因の特定はできなかった。	
7	A200801058 平成20年12月30日(神奈川県) 平成21年1月13日	電気ストーブ(ハロゲンヒーター)	(火災) 火災が発生し、現場に当該製品があった。	○当該製品は、著しく焼損していた。 ○出力切替用のブリッジダイオードには、溶融痕等の出火の痕跡は認められなかったことから、リコール事象とは異なるものと考えられた。 ●事故原因は、当該製品の焼損が著しく製品起因か否かも含め原因の特定はできなかった。	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
8	A200801134 平成21年1月10日(東京都) 平成21年1月23日	コンセント	(火災・軽傷3名) 当該製品にコーナータップを介して複数の電気製品を使用していたところ、発煙した。消火の際1名が軽傷を負い、2名が煙を吸ってのどを痛めた。	○当該製品とコーナータップが焼損していたが、コーナータップに差し込まれた化粧台の電源プラグは、一部が熱溶融しているだけであった。 ○当該製品内部の錠ばねが第一ばね、第二ばね共に電線接触部分で溶融していた。 ○当該製品への電線の差し込みは適正であった。 ●事故原因は、当該製品の電線接続部で接触不良による異常発熱が生じたため、出火に至ったものと考えられるが、電線に差込不足は無く、接触不良が生じた理由は不明であり、製品起因か否かも含め原因の特定はできなかった。	
9	A200801136 平成21年1月2日(神奈川県) 平成21年1月23日	電気毛布	(火災・死亡1名) 火災が発生し、1名が死亡した。現場に当該製品があった。	○当該製品は毛布部分がほぼ焼失していた。 ○コントローラー内の基板上にあるサイリスタは、破損し、内部で短絡していた。 ○基板上の温度ヒューズ一体型抵抗内の温度ヒューズが溶断していたが、抵抗には異常は認められなかった。 ○同等品により、毛布接続コードのヒーター接続線が短絡した場合の再現試験を行った結果、温度ヒューズが溶断すると共に、サイリスタが破損した。 ●事故原因は、当該製品のコントローラー内の温度ヒューズが溶断しており、ヒーター線又は毛布接続コードのヒーター接続線が短絡し出火に至った可能性があるが、毛布部分が著しく焼損していることから、製品起因か否かも含め原因の特定はできなかった。	A200801303(電気こんろ)と同一事故
10	A200801165 平成21年1月15日(三重県) 平成21年1月28日	充電式電動工具	(火災・軽傷1名) 火災が発生し、1名が避難の際に軽度の火傷を負った。事故現場に充電中の当該製品があった。	○当該製品の電池パック及び充電器が置かれていた付近から出火していた。 ○当該製品は事故現場から回収されなかった。 ○同等品を用いて、過充電、電池漏液によるトラッキング、充電器の入力部のショート、電池の外部短絡を想定した試験を行ったが再現しなかった。 ●事故原因は、電池パックを充電していた充電器付近からの出火とみられるが、当該製品は回収されておらず、詳細な調査ができなかったことから、出火元は不明であり、製品起因か否かも含め原因の特定はできなかった。	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
11	A200801168 平成21年1月21日(埼玉県) 平成21年1月28日	布団乾燥機	(火災) 火災が発生した。事故現場に当該製品があった。	○当該製品は焼損が著しく電源プラグの栓刃を含め、制御基板、タイマー、切替スイッチ等の電気部品は焼失又は未回収のため、確認できなかった。 ○残存していたモーターやヒーター部、電源コードについては、出火の痕跡は認められなかった。 ●事故原因は、当該製品の焼損が著しく、残存していた電気部品等については、出火の痕跡が認められなかったことから、出火元は不明であり、製品起因か否かも含め原因の特定はできなかった。	
12	A200801198 平成21年1月26日(兵庫県) 平成21年2月3日	電気ストーブ	(火災) 当該製品を置いていた部屋で火災が発生した。	○当該製品は焼損が著しかった。 ○ヒーターとの接続部及びリード線のカシメ部に過熱した痕跡は認められなかった。 ○転倒オフスイッチは焼失しており、確認できなかった。 ●事故原因は、出火時に当該製品が通電状態であったかも不明であり、製品起因か否かも含め原因の特定はできなかった。	
13	A200801245 平成21年1月20日(茨城県) 平成21年2月16日	電気ストーブ(オイルヒーター)	(火災) 火災が発生し、現場に当該製品があった。	○当該製品は焼損が著しいが、残存していた電気部品に熔融痕や発熱の痕跡は認められなかった。 ○電源コードの断線部に熔融が認められたが、火災熱によるものと推定された。 ○本体内の基板、転倒オフスイッチ及び差込みプラグが焼失しており、確認できなかった。 ●事故原因は、当該製品の焼損が著しく、残存していた電気部品に出火の痕跡は認められなかったため、出火元は不明であり、製品起因か否かを含め事故原因の特定はできなかった。	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
14	A200801246 平成21年1月30日(熊本県) 平成21年2月16日	電気ストーブ(シーズ ヒーター)	(火災) 当該製品と周辺が焼損する火災が発生した。	○当該製品は焼損が著しく、ヒーター部の樹脂部分がほぼ焼失していた。 ○ベース部は前半分が焼失していたが、後半分は残存していた。 ○ヒーター上部のスイッチ部付近にある内部配線に溶融痕が認められたが、一次痕であるか二次痕であるかの特定はできなかった。 ●事故原因は、当該製品の焼損が著しく内部配線に溶融痕が認められたが、一次痕か、二次痕かの特定はできなかったことから、出火元は不明であり、製品起因か否かを含めを含め原因の特定は出来なかった。	
15	A200801280 平成21年2月5日(富山県) 平成21年2月25日	テレビ(ビデオ一体 型)	(火災) 外出中に火災が発生した。現場に当該製品があった。	○当該製品は焼損が著しく、一部の部品しか回収できなかった。 ○残存していた電気部品には、溶融痕等の出火に至る痕跡は認められなかった。 ●事故原因は、当該製品の焼損が著しく、一部の部品しか回収されておらず、残存している部品には溶融痕等の出火の痕跡は認められなかったことから、出火元は不明であり、製品起因か否かも含め原因は特定できなかった。	
16	A200900670 平成21年11月5日(東京都) 平成21年11月20日	自転車	(重傷1名) 当該製品で走行中、シートポスト(サドル支柱)が折損し、転倒したため、重傷(肘骨折)を負った。	○当該製品のシートポスト(サドル支柱)がサドル取付部付近で破断しており、破面観察の結果から疲労破壊による破断が認められた。 ○当該製品には、シートポスト(サドル支柱)の破断部以外に異常は認められなかった。 ○破面に異物などは認められなかった。 ●事故原因は、過大な力が当該製品のサドル部に付加され亀裂が生じ、その後の使用により徐々に破壊が進展し、最終的に破断したものと推定されるが、サドル部にいつ、どのような状況で過大な力が付加されたのかは不明であり、製品起因か否かも含め原因の特定はできなかった。 なお、材料についてはJIS規格を満足していた。	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
17	A201000241 平成22年5月27日(大阪府) 平成22年6月21日	電動アシスト自転車	(重傷1名) 当該製品で走行中、フレームが折損して転倒し、 負傷(足甲骨折)した。	<p>○当該製品のアルミ合金製フレームのメインパイプ中間部で破断が認められた。</p> <p>○破断面では、下部に生じた亀裂を起点に上方へ疲労破壊が半周程度進展しており、上部で一気に破断した様相が認められた。</p> <p>○亀裂の起点部には、打痕や加工不良などの痕跡が認められなかった。</p> <p>○フレームの硬さや寸法は設計どおりであった。</p> <p>●事故原因は、当該製品のフレームのメインパイプ下部に生じた亀裂が起点となり、使用時の荷重や振動により亀裂が進展していたため、事故時にペダルを踏み込んだ際の荷重でフレームが破断し、事故に至ったものと推定されるが、メインパイプ下部に亀裂が生じた原因は不明であり、製品起因か否かも含め原因の特定はできなかった。</p>	
18	A201000303 平成22年7月2日(茨城県) 平成22年7月9日	介護ベッド	(火災・重傷1名) 建物が全焼する火災が発生し、1名が負傷した。 現場に当該製品があった。	<p>○当該製品の底面に設置されたマルチタップのタップ部及び高さ調整用アクチュエーターについては、焼損もしくは回収されなかったことから確認できなかった。</p> <p>○角度調整用アクチュエーターの電源プラグは片刃が溶断していた。もう一方の片刃は熱の影響を受けておらず、電源コードに溶融痕等の異常は認められなかった。</p> <p>○ベッドを下降させると電源プラグに接触する位置に木箱が置かれており、木箱の焼損物について確認したが、事故原因の特定に繋がるものは認められなかった。</p> <p>○電源プラグの接触不良による再現試験の結果、刃の溶断は再現されなかった。</p> <p>●事故原因は、当該製品の下に置かれていた木箱が角度調整用アクチュエーターの電源プラグに接触し、電源プラグの片刃が接触不良を起こしたものと推定されたが、再現試験では再現されず、出火元は不明であり、製品起因か否かも含め原因の特定はできなかった。</p>	